

広報くまむら災害臨時お知らせ版 第22号

災害に伴い発行部数を少なくしています。周りの人に広くお知らせください。掲載する情報は事情により変更する可能性があります。
次回お知らせ版9月15日発行予定です。

令和2年9月10日発行
【編集と発行】
球磨村役場 球磨村災害復興本部
広報班 ☎0966(32)1114

令和2年第5回球磨村議会定例会について

令和2年第5回球磨村議会定例会（9月定例会）が以下のとおり開会されます。
今回の定例会では、一般質問は行いません。議会を傍聴される方はマスク持参のうえ、着用していただきますようお願いいたします。

1. 会期

9月16日(水)～18日(金)

2. 場所

球磨村役場 議会議場

3. 日程

9月16日(水) 開会・議案上程

9月17日(木) 審議・採決

9月18日(金) 審議・採決・閉会

問い合わせ 議会事務局 0966(32)1111



住居の片づけやごみ出し、泥撤去等にお困りの村民の皆さまへ！

人吉市災害ボランティアセンター 「球磨村サテライト」にご相談ください

人吉市社会福祉協議会と球磨村社会福祉協議会では、被災した村民の皆さんを支援するため「災害ボランティアセンター」を開設しています。

浸水で被害を受けた家の片づけやごみ出し、住居内の泥出し等を依頼することができます。

過去の災害では、飛び込みでやってくるボランティアの中には、ボランティア保険に未加入だったり、作業を途中で放置する事案も発生していることが報告されています。ご注意ください。

ボランティアについては、まずは人吉市災害ボランティアセンター「球磨村サテライト」にご遠慮なくご相談ください。

人吉市災害ボランティアセンター「球磨村サテライト」

場 所 球磨村総合運動公園さくらドーム内

問い合わせ ☎080-5064-9614 受付時間：午前9時から午後4時

JR肥薩線一部区間(八代駅～坂本駅、一勝地駅～人吉駅) 輸送の実施

九州旅客鉄道株式会社が令和2年7月豪雨の影響により運転を見合わせている肥薩線・八代駅～坂本駅間、一勝地駅～人吉駅間において、ジャンボタクシー輸送を実施いたします。

1 実施時期

9月10日(木)から当分の間 ※土日、祝日は運休

2 運行内容

(1) 区間：肥薩線：八代駅～坂本駅間、一勝地駅～人吉駅間

(2) 停車駅 【八代駅～坂本駅間】：八代駅、段駅、坂本駅

【一勝地駅～人吉駅間】：一勝地駅、渡駅、人吉駅

※記載のない駅については周辺の道路状況により停車できません。

(3) 運行本数等：朝、夕方のみ運転 下記時刻表をご参照下さい。

3 タクシーのご利用方法等

- ・同区間を含む定期乗車券、回数乗車券、普通乗車券でご利用できます。
- ・道路状況等により到着が遅れることがあります。また列車への接続は行いません。
- ・荒天等により、予告なく運行を見合わせる場合があります。また安全確保のため出発地まで引き返す場合もございますので、予めご了承ください。
- ・タクシーは定員制のためご乗車いただけない場合があります。予めご了承下さい。
- ・ご乗車中は、マスクの着用や咳エチケットにご協力をお願いいたします。
- ・詳細の時刻については駅や九州旅客鉄道株式会社熊本支社ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ 九州旅客鉄道株式会社熊本支社総務企画課 ☎ 096(324)4303

ジャンボタクシー輸送時刻表【平日】

【人吉～一勝地間】

駅名	上り				
人吉発	5:50	7:00	16:00	17:10	18:20
渡 発	6:05	7:15	16:15	17:25	18:35
一勝地着	6:20	7:30	16:30	17:40	18:50
駅名	下り				
一勝地発	6:25	7:35	16:35	17:45	18:55
渡発	6:40	7:50	16:50	18:00	19:10
人吉着	6:55	8:05	17:05	18:15	19:25

【八代～坂本間】

駅名	下り				
八代発	5:30	6:55	16:30	17:40	18:50
段 発	5:47	7:12	16:47	17:57	19:07
坂本着	6:00	7:25	17:00	18:10	19:20
駅名	上り				
坂本発	6:05	7:30	17:05	18:15	19:25
段発	6:18	7:43	17:18	18:28	19:38
八代着	6:35	8:00	17:35	18:45	19:55

球磨村支援物資センターの利用について

球磨村石の交流館やまなみ支援物資センター

場所 石の交流館やまなみ（振興センター隣）

受取時間 8時30分～16時30分

休止日 毎週水曜日（9月16日(水)から）

注意事項

9月15日(火)から、支援物資センターの物資受取りの際は、り災証明書又はり災証明書に準ずる書類の提示が必要になります。（提示いただけない場合は入場をお断りする場合があります）

支援物資センターは、本村で被災された方のための物資受取り場所です。村外の方の入場及び物資受け取りは、付き添いの方や依頼された方、ご家族の方であってもご遠慮ください。

（会場内にて、介助やお手伝いが必要な方はスタッフが対応します）

仮設住宅及びみなし仮設に入居されている方は、受け取りができません。

インフラ避難※に該当される方の物資受け取りは可能ですが、予め罹災証明書に準ずる書類を準備いたします。

※インフラ被害等を理由とした応急仮設住宅提供認定集落

支援物資センターの物資は、令和2年7月豪雨災害で村内の自宅等が被災された方々のための物資です。物資の数にも限りがございますので、最小限のお持ち帰りにご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

問い合わせ 球磨村石の交流館やまなみ支援物資センター ☎ 090(2465)0003

災害による農業施設と機械の原形復旧支援を行います

令和2年7月豪雨による甚大な被害により、農作物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、被災した農業者の農業経営の安定化に支障を来す事態が生じていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施し、被災した農業者の早期の営農再開を図る事業です。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）

今回は制度の概要のみお知らせします。現在、対象者の皆さまへの説明会や相談会の検討を行っています。決まり次第お知らせします。

1 対象者

7月豪雨で農業被害を受けた農業者など
※原則今後も営農を続ける個人、法人、集落営農組織、機械利用組合等の任意組織が対象です。家庭菜園は対象外です。

2 支援内容

1) 農業用施設・機械の復旧（原形復旧）を支援します。

※原形復旧とは「同種」「同規模」「同用途」を満たすこと。・賃貸している施設・機械も対象になります。（単なるリース契約は不可）

①農業生産・加工施設の修繕・再建

- ・農業用ハウス、農舎、畜舎、加工施設等（農道、用排水路等、販売施設は除く）
- ・再建の場合は「修繕不能証明」が必要（全部倒壊・流失など一見して修繕できないことが明らかな場合を除く）
- ・修繕の場合は必要な資材の購入も可能。
- ・規模拡大など原形復旧を超える部分は自己負担。
- ・妥当な理由があれば、場所を移動しての再建も可能。

②農業生産を行う営農施設の修繕・再建を契機とする補強

- ・農業用ハウス、果樹棚、畜舎等が対象
- ・助成対象者は実質化された人・農地プランの中心経営体等に限る。

③農業用機械の修繕・再取得

- ・トラクター、コンバイン、田植機、農業専用トラック、加工用機械等
- ・耐用年数を過ぎていた機械も対象（ただし、農業専用トラックは新車登録から14年以内のもの）
- ・再取得の場合は「修繕不能証明」が必要です。
- ・複数の被災農業者で共同利用機械の取得も可能です。

2) 農業用施設の撤去及び施設に流入した土砂の撤去を支援します。

- ・施設（農業用ハウス、農舎、畜舎等）の解体、運搬、処理・施設内に流入した「土砂」や「土砂まじりがれき」の運搬・処理（農地災害復旧事業で対応できない箇所）
- ・災害等廃棄物処理事業（環境省）の対象になる場合はご案内します。

3 事前着工

令和2年7月3日以降の取組が対象になります。復旧を急ぐ場合は事前着工が可能です。※被害写真、見積書、発注・納品書、請求・領収書等を保存しておいてください。自己資金で対応した場合は、後日交付される補助金は自己負担に充当することになります。融資を受けて対応した場合は、補助金は「繰り上げ償還」に充当することになります。

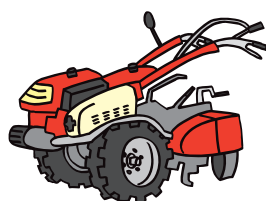
4 農業専用トラック

- ・新規登録から14年目までの車両が対象で、車体費のみが対象
- ・要件は以下のとおり（復旧前、復旧後）

復旧前	復旧後
<p>○次の項目を複合的に確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳や確定申告時の減価償却資産等に計上されていること。 ・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。 ・運行記録、業務日報が整備されていること ・保管場所が事業所（個人の場合は自宅）であること ・任意保険の使用目的が「事業使用」であること又は他用途に使用していないことを証する書面が整備されていること 	<p>○固定資産台帳などに資産計上すること、かつ以下の全てを満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。 ・車体に補助金名を印刷すること ・運行記録、業務日報が整備されていること ・保管場所は事業所（個人の場合は自宅）であること ・任意保険の使用目的が「事業使用」であること又は他用途に使用しないこと宣誓する書面を整備すること

5 その他注意事項

- ①補助対象となる事業費の上限、下限はありません。（補強を除く）
- ②被災施設・機械が国庫補助事業で整備されたものであれば、財産処分等の手続きが必要。
- ③中古の施設等を取得する場合は、残存耐用年数が2年以上のもの。（軽トラックの耐用年数は4年、農業用機械は7年）
- ④補助の対象は、被災時まで自らの営農に使用していたものが対象です。（長年放置していた機械、長年使用していない畜舎等は対象外になります）
- ⑤農舎等の再建の場合、自家用車駐車スペースなど、農業利用されない面積部分は補助対象外になります（面積按分が必要）
- ⑥機械・施設に該当しない消耗品等（育苗箱、パレット、運搬台車、トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）は対象になりません。



7 補助率（負担割合）

- 1) 農業用施設・機械の修繕・再建・再取得の場合 [左記2の1) の①、③]
 - 国5割以内、県2割以内、市町村2割以内
 - ・園芸施設共済対象施設（ハウス本体、暖房機等付帯施設）の国庫負担割合
 - 共済加入の場合は支払共済金の国庫相当分と合わせて5割以内。
 - 共済未加入の場合は最大3割以内（再建後は共済への通年加入が条件）。
- 2) 営農施設の補強の場合 [左記2の1) の②]
 - 国3割以内、県2割以内、市町村2割以内
 - ・国上限額300万円、事業費50万円以上が対象、規模拡大部分は自己負担
- 3) 施設の撤去及び流入した土砂の撤去の場合 [左記2の2)]
 - ・国3割以内、県2.5割以内、市町村2.5割以内
 - ・災害等廃棄物処理事業（環境省）の対象になれば自己負担なし。

裏面に続きます

8 必要な書類

	①被災証明書 (注1)	②被災写真又は被害状況が分かる書きもの	③施設面積確認資料	④見積書 (2社以上)(注2)	⑤修繕不能証明	⑥カタログ(機械・トラック)又は図面(施設)	⑦車検証 写し、資産計上証 拠書類等 (注4)
	村発行		実測、課税台帳等	要望時点は1社で可	メ-カ-等の専門家の証明	カタログは主要諸元、全体写真の部分	
施設の修繕・再建	○	○	○(再建)	○(注3)	○(再建)	○(再建)	
営農施設の補強	○	○	○(再建)	○(注3)	○(再建)	○	
機械の修繕・再取得	○	○		○	○(取得)	○(取得)	
農業用トラックの修繕、再取得	○	○		○	○(取得)	○(取得)	○
施設及び土砂の撤去	○	○		○			

(注1) 罹災証明書で代替できる場合は罹災証明書写しで可。

被災した施設・機械の全てが記載してあれば、1人1枚でよい。

(注2) 事業計画承認前の事前着工の場合は、見積書は1社で可。

見積書は総額だけでなく内訳明細付きのもの。

修繕の場合は修繕のみ見積書となる。

(注3) 施設の再建や補強の場合の見積書は、修繕や原形復旧の見積書と併せて、新たに再建や補強の見積書等が必要(ケースごとに必要な見積書が異なる)。

(注4) 資産計上証拠書類は、固定資産台帳や確定申告における減価償却費の部分など